

# 風俗営業の許可を申請するにあたっての注意事項

## 1. 欠格事由

以下のような理由があれば、風俗営業の許可を受けることはできません。

(例)

- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は風営法違反（無許可営業等）、売春防止法違反、児童買春・児童ポルノ法違反等を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、風営法施行規則第7条で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由があるもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 風俗営業の許可を取り消された日から起算して5年を経過しないもの
- ・ 法人の役員で、風営法第4条第1項第1号から第7号の2までのいずれかに該当する者があるもの

## 2. 営業制限地域

風俗営業は、良好な生活環境を保全するため、営業できる地域が制限されていますので、営業を開始しようとする場合には、営業制限地域を事前によく確認してください。

### 【風俗営業の営業制限地域】

- ・ 用途地域が住居系の地域では営業できません。
- ・ 下表で定められた範囲内の地域では営業できません。

施 設		距 離	
種 類	所在地	ゲームセンター以外の営業	ゲームセンター
学 校	商業地域	70 m	30 m
	商業地域以外の地域	100 m	50 m
図書館、博物館、 児童福祉施設	商業地域	30 m	20 m
	商業地域以外の地域	50 m	30 m
病院又は診療所	商業地域以外の地域	50 m	30 m

**【特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域】**

- ・ 岩国市、周南市、防府市、山口市、宇部市、下関市の一部地域でのみ営業が可能となります（ホテル等内適合営業所を除く。）。
- ・ 深夜に影響を及ぼすおそれのある児童福祉施設及び病院又は診療所の周囲50mの区域内では営業できません。

**【店舗型性風俗特殊営業の営業制限地域】**

- ・ 学校、図書館、児童福祉施設、商業地域以外の地域にある病院又は診療所、博物館、社会教育に関する施設（青年の家等）及び専修学校等の周囲200メートルの区域内では営業できません。
- ・ 下表で定められた地域では営業できません。

営業の区分		営業禁止地域
1号営業(個室付浴場)		下関市竹崎町2丁目、3丁目及び4丁目の区域以外の地域
2号営業(個室マッサージ)		山口県全域
3号営業(ストリップ劇場)		山口県全域
4号営業 (ラブホテル)	モーテル	山口県全域
	モーテル以外	合併以前の下関市、宇部市、山口市、防府市、岩国市及び周南市の区域内にある商業地域並びに用途指定のない地域で国道又は県道から幅200メートルを超える地域以外の地域
5号営業(アダルトショップ)		合併以前の下関市、宇部市、山口市、防府市、岩国市及び周南市の区域内にある商業地域以外の地域
6号営業(出会い系喫茶等)		山口県全域
店舗型電話異性紹介営業		合併以前の下関市、宇部市、山口市、防府市、岩国市及び周南市の区域内にある商業地域外の地域

**【深夜酒類提供飲食店営業の営業制限地域】**

- ・ 住居系地域では深夜における営業ができません。

### 3. 構造及び設備の基準

風俗営業については、営業の種別ごとに営業所の構造や設備について、様々な基準が定められており、これらの基準に抵触する場合には、許可を受けることはできません。

(例)

- ・ 客室の床面積の広さ
- ・ 客室の内部の見通しを妨げる設備の有無
- ・ 照度・騒音・振動等

### 4. その他

- (1) 許可を受けるまで、約55日かかります。(状況により、前後する場合があります。)
- (2) 許可前に申請を取り下げた場合であっても、申請時に納付された手数料は原則お返しできません。
- (3) 許可申請中は風俗営業を営むことはできません。
- (4) その他ご不明な点がございましたら、各警察署生活安全課(刑事・生活安全課)までお問い合わせください。